



平成19年4月27日

各 位

会 社 名 **株式会社 大 林 組**  
(本店所在地) 大阪府中央区北浜東4番33号  
代表者名 取締役社長 脇村典夫  
(コード番号 1802 東、大、名、福)  
問合せ先 東京本社総務部長 秀高 誠  
(TEL 03 - 5769 - 1017 )

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本変更につきましては、本年6月下旬開催予定の第103回定時株主総会の承認を経て正式に決定する予定です。

### 記

#### 1 変更の目的

当社は、談合事件の反省を踏まえ、全社を挙げてコンプライアンス・プログラムを一つ一つ確実に実行し、健全な企業風土を持つ新生大林組に生まれ変わる努力を続けています。

このたび、当社の株主様から、「談合行為は行わない旨を会社の根本規則である定款に定めることで、コンプライアンス体制をさらに強化し、企業価値の向上につなげてほしい」とのご提案をいただきました。

当社としても、法令遵守に向けた強い決意を定款に定めることにより、企業倫理を含めたコンプライアンスに対する意識の一層の徹底を図るとともに、健全な企業風土を創り上げていく礎にしたいと考え、法令遵守及び良識ある行動の実践に関する規定（変更定款案第3条）を新設することといたしました。

また、同条の新設に伴い、一部条数の変更を行います。

## 2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
< 新 設 >	<p style="text-align: center;"><u>(法令遵守及び良識ある行動の実践)</u></p> <p><u>第3条 当会社においては、役職員一人一人が、法令を遵守するとともに、企業活動において高い倫理観を持って良識ある行動を実践する。特に建設工事の受注においては、刑法及び独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）に違反する行為など、入札の公正、公平を阻害する行為を一切行わない。</u></p> <p style="text-align: center;">&lt; 以下 条数の繰り下げ &gt;</p>

## 3 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成19年6月下旬予定

定款変更の効力発生日 同上（株主総会開催日）

以 上